刈谷にぎわいオフィス広告掲載基準

- 第1条 この基準は、刈谷にぎわいオフィス広告掲載要綱第3条第2項に規定する 基準として、必要な事項を定める。
- 第2条 次に定めるものは、刈谷にぎわいオフィスの広告に掲載しない。
 - (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - ア 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
 - イ 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
 - ウ 国内世論が大きく分かれているもの
 - (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
 - ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1 22号)第2条に定める営業のもの
 - イ 風俗営業類似の業種に関するもの
 - ウ ギャンブル (公営及び宝くじを除く。) に係るもの
 - エ 裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - オ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
 - カ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - イ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ウ 暴力や犯罪を肯定し助長するもの
 - エ 残酷な描写など、善良の風俗に反するもの
 - (6)消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - ア 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集
 - イ 誇大な表現を含むもの
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 責任の所在が明確でないもの

- オ 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- カ 著作権やその他の権利を侵しているもの
- キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス 等を推奨、保証、指定しているかのような表現をしているもの
- ク 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や 事業者が掲載しようとするもの
- ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者が掲載しようとするもの
- コ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者が掲載しようとするもの
- (7) 犯罪を誘発するもの又はおそれのあるもの
- ア 銃砲刀剣類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条 に定義する銃砲及び刀剣類をいう。)およびその他の危険物に関するもの
- イ 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第 2条第2項第44号に規定する郵便物受取サービス事業 (私設私書箱事業) 及び電話受付代行業等に関するもの
- (8) 刈谷にぎわいオフィスの事業目的、公共性、公益性及び品位を損なうお それのあるもの
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)に規定する暴力団に関するもの
- イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えた りする恐れのあるもの
- ウ 占い、運勢判断等に関するもので病気や治療に関係あるものや医療類似 行為を暗示するもの及び物品等の販売に関係あるもの
- エ 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定するもの
- オ 債権の取立て、示談の交渉等に関するもの
- カ 連鎖販売取引 (特定商取引に関する法律 (昭和51年法律第57号) 第

- 33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。)、業務提供誘引販売取引(同 法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。)又はこれらに 類似する取引に関するもの
- キ 前払式割賦販売(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第11条に 規定する前払式割賦販売をいう。)等に関するもの(経済産業大臣の許可を 受けた者に係るものを除く。)
- ク 通貨及び郵便切手を複写して使用しているもの
- ケ 個人情報等に関する内容を捜索、調査、探偵するもの
- コ 養子縁組、結婚相談、交際紹介に関するもので犯罪等を誘発するもの又 はおそれのあるもの及び広告に偽りのある疑いのあるもの
- サ インターネット異性紹介事業 (インターネット異性紹介事業を利用して 児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)第2 条第2号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。) 又はこれに類似 する事業に関するもの
- シ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ス 税金の未納があるもの
- セ 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- ソ 国際関係を悪化させるおそれのあるもの
- タ 刈谷にぎわいオフィスの広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (9) その他刈谷にぎわいオフィスの広告として適当でないもの
- 第3条 次に定める業種又は事業者に係る広告であるときは、当該広告が前条の広告掲載の対象となるものであっても、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12 2号)第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
 - (2)貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
 - (3) ギャンブル (公営及び宝くじを除く。) に係る業種又は事業者
 - (4) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法 (平成14年法律第154号)による更正手続中の事業者
- (6) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種 又は事業者
- 第4条 この基準に定めるもののほか、広告の内容等に関し個別の基準が必要な場合は、理事長が別に定める。

附則

この基準は、令和6年10月1日から施行する。